コーポレート・ガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　DDS, Inc.

最終更新日：2022年12月28日
株式会社ディー・ディー・エス
代表取締役 社長執行役員　久保　統義
問合せ先：052-955-6600
証券コード：3782
https://www.dds.co.jp/ja/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、企業価値の最大化と健全性の確保を両立させるための企業活動を規律する枠組みであり、経営上の最も重要な課題の一つと認識しており、必要な経営組織や社内体制の整備拡充を図っております。こうした目的を達成するために、当社では、審議に充分な時間をかけた取締役会を毎月開催するとともに、社外取締役による経営モニター機能を充実し、また監査役監査による経営チェック機能の充実も重視しております。

また、コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス＆リスクマネージメント委員会を設け、コンプライアンスの徹底を図って参ります。さらに適時開示を重視して、情報提供の迅速性・公平性を図るべく、当社ホームページに最新の情報を掲載することと併せ、継続的なＩＲ活動を活発に行うことによりコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はグロース上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本証券金融株式会社	861,500	1.78
楽天証券株式会社	551,500	1.14
山下 博	500,600	1.04
株式会社カクカ	428,300	0.89
山内 恵美	325,000	0.67
太等 達宣	303,800	0.63
伊藤 貴	299,000	0.62
福島 常吉	286,600	0.59
松井証券株式会社	245,600	0.51
三吉野 健滋	241,123	0.50

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

(1) 資本構成は、2022年10月20日現在の状況を記載しております。

(2) 【大株主の状況】に記載の割合（%）は、自己株式を控除して計算しております。

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――――

Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
工藤　眞一	他の会社の出身者											
窪田　哲也	公認会計士											
原田　泰孝	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
工藤　眞一	○	――	工藤氏は、長年の経験により培われたセキュリティ分野に係る幅広い知識を有しており、独立した客観的な立場から当社を監督していただくことが期待できるため、社外取締役に選任しております。

			同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として選任しております。
窪田 哲也	○	――	窪田氏は、公認会計士としての専門的な知識と監査法人での豊富な会計監査の経験を活かして、独立した客観的な立場から当社を監督していただくことが期待できるため、社外取締役に選任しております。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として選任しております。
原田 泰孝	○	――	原田氏は、弁護士としての専門的な知識と長年における豊富な業務経験を活かして、独立した客観的な立場から当社を監督していただくことが期待できるため、社外取締役に選任しております。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人から必要に応じて随時意見聴取を行っております。内部監査部門は、年度監査計画の立案時において、監査役会と協議を行い、監査実施後においては、助言、指導を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)

		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大島　一純	他の会社の出身者													
堀田　千津子	弁護士													
若原　義之	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大島　一純	○	――	大島氏は、長年にわたり、電気通信事業に関する業務に携わっており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役に選任しております。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として選任しております。
堀田　千津子	○	――	堀田氏は、弁護士としての専門的な知識と長年における豊富な業務経験を活かして独立した客観的な立場から当社を監督していただくことが期待できるため、社外監査役に選任しております。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として選任しております。
若原　義之	○	――	若原氏は、公認会計士としての専門的な知識と豊富な業務経験を活かして独立した客観的な立場から当社を監督していただくことが期待できるため、社外監査役に選任しております。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、一般株主と利益相 反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬・非金銭報酬の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬については、事業年度毎の業績目標の達成に向けて、着実に成果を積み上げるため、目標達成時に支給する「基準額」を、職責等に応じて基本報酬に対する割合で設定(報酬ベンチマーク企業群の動向を考慮)しております。
具体的な支給額は、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、事業年度毎の業績目標の達成度等に応じて基準額の0%～200%の範囲内で決定し、各事業年度終了後に一括して支給します。
非金銭報酬等については、譲渡制限付株式報酬の導入が2021年３月25日開催の第26回定時株主総会にて報酬限度額、年額40,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議されております。

ストックオプションの付与対象者	―

該当項目に関する補足説明

――――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

――――

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額は、株主総会の決議により取締役の報酬等の限度額が決定されております。取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しております。当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

今後の個人別の報酬等の決定方法については、継続的に取締役会の諮問機関である、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会において議論を深め取締役会に答申することにより、透明性及び客観性を担保し、独立社外取締役の適切な関与と助言を得て決定いたします。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会の開催に際して、議案をまとめた取締役会カバーシートの事前配付を行っております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1) 取締役会

当社の取締役会は社内取締役2名及び社外取締役3名の計5名で構成されており、毎月1回定例で開催されております。緊急を要する場合には、その都度臨時取締役会を開催し重要事項の決定や業務執行状況の監督を行っております。

(2) 監査役会

当社の監査役会は、監視・監督機能の強化のため常勤社外監査役1名と非常勤社外監査役2名と併せ3名体制としております。また、各監査役は、取締役会に出席するほか、その他重要な会議などに適宜出席しています。

(3) 経営会議

経営の監督と執行を分離し、日常的な業務執行の権限と責任を代表取締役社長執行役員以下業務執行役員が正確に担う体制とすることで、一層のコーポレート・ガバナンスの強化、並びに業務執行力の強化を図ることを目的に、業務執行上の重要事項に関する代表取締役社長執行役員の諮問機関として、業務執行役員等から構成される経営会議を設置しております。

(4) 指名・報酬委員会

2022年11月30日より設置をしておりますが、2022年12月6日現在では、委員会の構成は未確定でございます。今後の取締役会にて選定し、機能としてはコーポレート・ガバナンスの一環として、取締役会の指名・報酬等に係る決定プロセスの透明性及び客観性を担保し、独立社外取締役の適切な関与と助言を得る仕組みを強化するためでございます。

(5) コンプライアンス＆リスクマネージメント委員会

コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする全社的な「コンプライアンス＆リスクマネージメント委員会」を設けております。コンプライアンス＆リスクマネージメント委員会は、当社だけでなくグループ全体のコンプライアンスを統括・推進してまいります。また、社内におけるコンプライアンス違反の発見には通報ルートを設け、通報者の匿名性及び不利益が発生しないことを保証する体制をとっています。

(6) 責任限定契約の締結

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は法令の限度額において免除することとしております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意

かつ重大な過失がないときに限られます。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社でありますが、社外取締役3名、社外監査役3名の選任により、企業経営に対する監視機能を充実させることが出来ると判断しております。社外取締役には、セキュリティ分野に精通した者及び弁護士並び公認会計士を選任しており、その経験や知識を生かし、独立した立場からの提言により、適正な意思決定に貢献しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	東京証券取引所のホームページ内で株主総会招集通知の閲覧が可能であります。株主総会議案の議決結果につきましては臨時報告書を提出して公表しております。

２．ＩＲに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	東証グロースルールに従い、年2回開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会決議通知等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部内にIR室を設置しております。	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、取締役会による取締役の業務執行状況の監督、内部監査、会計監査人監査、監査役による監査を機軸に経営監視体制を構築しております。

(1)「取締役会」は社内取締役2名および社外取締役3名の計5名で構成されており、毎月1回定例で開催されております。緊急を要する場合には、その都度臨時取締役会を開催し重要事項の決定や業務執行状況の監督を行っております。

(2)当社は監査役制度を採用し、また「監査役会」を設置しております。監査役会は、監視・監督機能強化のため常勤社外監査役1名と非常勤社外監査役2名と併せ3名体制としております。また、各監査役は、取締役会に出席するほか、その他重要な会議等に適宜出席しております。

(3)内部監査につきましては、監査役会と連携し内部監査を実施しております。

(4)コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長する全社的な「コンプライアンス＆リスクマネージメント委員会」を設けております。コンプライアンス＆リスクマネージメント委員会は、当社だけでなくグループ全体のコンプライアンスを統括・推進して参ります。また、社内におけるコンプライアンス違反の発見には通報ルートを設け、通報者の匿名性および不利益が発生しないことを保証する体制をとっております。

(5)その他、社内管理体制を強化するため、業務と権限を明確にし、権限を委譲し、相互牽制が働くようにしております。また業務システムを改善し、人為的なミス、データ改ざん等の発生の可能性をより少なくする対策や諸規程の整備拡充を図っております。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力への対応につきましては、顧問弁護士等外部専門機関との密接な連携のもと、反社会的勢力に関する情報収集と適切な助言・協力を確保できる体制を整備・強化するとともに、コンプライアンス研修等を通じて、反社会的勢力排除の周知徹底を図ります。

Ⅴその他

１．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりとなります。
(1)当社は、東証ルールを順守し、適切なIR情報を積極的に開示するという経営者の方針を社内に周知徹底しております。
(2)適時開示が必要と考えられる情報は、各部門長を通じて代表取締役及び情報取扱責任者に報告されます。
(3)経営会議（必要に応じて取締役会）において決定された適時開示は、承認後、速やかにIR室よりTDnetを通じて証券取引所へ提出されます。
(4)「内部者取引管理規程」を設け、インサイダー取引の未然防止を図っております。

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制図

